

制度の名称	市税の徴収猶予または減免						
支援の種類	減免						
制度の内容	<p>1 国民健康保険税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●令和元年台風19号による被害を受けたことにより、主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた場合、損害の程度に応じ、国民健康保険税が減免になる場合があります。</li> <li>●令和元年度分の減免の対象となる国民健康保険税は、災害救助法が適用された日(令和元年10月12日)から令和2年3月31日までに普通徴収の納期が設定されている又は特別徴収される国民健康保険税です。 令和2年度分の減免の対象となる国民健康保険税は、令和2年4月分から9月分までに相当する月割算定額です。</li> <li>●減免割合は、以下のとおりです。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="386 831 1361 1180"> <thead> <tr> <th>損害程度</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>半壊・大規模半壊 床上浸水</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table>	損害程度	減免割合	全壊	全部	半壊・大規模半壊 床上浸水	50%
損害程度	減免割合						
全壊	全部						
半壊・大規模半壊 床上浸水	50%						
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対象者と思われる方には、令和元年度中にご案内を送付しています。 なお、既に令和元年度中の減免申請書を提出されている方は、令和2年度においても引き続き減免対象となるため、手続きは不要です。</li> <li>●災害により著しい損害を受け、国民健康保険税の納付が困難な方。</li> </ul>						
お問い合わせ	<p>1 納税課納税推進係 0289-63-2114 本庁本館1階</p> <p>2 税務課税制係 0289-63-2117 本庁本館1階</p>						